

観光立国推進基本計画（案）に対する意見

財団法人日本生態系協会

会長 池谷 奉文

社団法人日本ナショナル・トラスト協会

会長 愛知 和男

現在、日本そして世界は大きな転換点を迎えています。回復不可能なほど自然環境を破壊した結果、地球温暖化、生物多様性の喪失、地下資源の激減など、このままでは、持続可能な社会の構築は不可能となります。今年6月には、「21世紀環境立国戦略」が策定され、我が国としても、持続可能な社会に向けた取り組みを推進していくことが明確化されました。こうしたことから「観光立国推進基本計画」においても、持続可能な社会の構築を大前提に各種施策を進めていく必要があります。

「観光立国推進基本計画」の基本的な方針には「地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地における環境保全に十分配慮することが極めて重要である」と示されています。この方針に基づいた施策の推進等について、より積極的に当該計画のなかにも盛り込むことで、日本を美しく輝かせ、世界中の国の方々が訪れる観光立国の実現が可能となります。

我が国において持続可能な観光を進めていくためには、美しい自然、美しいまち、美しい人による美しい国づくりを基本とし、安全・安心、人のやさしさ、独自の文化など、これまで世界において評価されてきている日本の魅力を再認識し、残された貴重な自然・文化・歴史を保全することを、新たな魅力の創造とともに、国内外に広く伝えることによって観光産業や経済の振興、ひいては日本の持続可能な地域づくりに寄与することを目指していくことが大切です。

「環境立国推進基本計画（案）」に対する具体的な意見は以下の通りです。

P13

（景観に配慮した道路整備の推進）

道路は周囲と一体となって景観を形成していることをかんがみ、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。なお、緑化等実施の際は、地域の自然環境に合った在来種の使用を原則とする。（文章追加）

P15

（二）観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

①文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発

（ナショナルトラスト運動の推進）

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、財団法人日本ナショナルトラスト、社団法人日本ナショナル・トラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切に守る意識を醸成するためにも重要である。~~普及啓発の推進によって国民地域の人々~~や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策や資産の取得・維持に係る税制上の優遇措置を講じつつ、これまで以上に公開や利用に力点を置いた活動を推進奨励する。また、全国各地のナショナルトラスト運動を支え、観光資源を保存・活用していく人材の育成や環境教育を支援する。（文章加筆・修正）

P16

③ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発

（優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進）

優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁など、我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらを観光資源として利用する際には、その保全を優先することとしなければならない。~~これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。~~このため、自然保護思想の普及や自然公園、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境の保全及び野生生物の保護に取り組む。その上で、とともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地としても魅力的な地域づくりを推進する。（文章加筆・修正）

P17

(都市における緑地の保全及び緑化の推進)

都市部における緑地は都市の美観や風致を増すのみならず、地域の伝承や風俗習慣と結びついて、伝統的・文化的意義を有するものも多いことから、都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民・企業等関係主体との協働により地域に本来ある自然環境を再生緑化等を推進し、世界に誇る自然と共生する花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。(文章加筆・修正)

P27

② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上

(持続可能な観光事業に従事する人材の育成)

観光資源(自然、歴史、文化、伝統、景観等)を適切に利用し、地域が持続可能な観光業を営めるように、それらの資源を適切に管理し、利活用について専門的な観点からアドバイスを行える人材の育成を推進する。また、各地域で進められているガイド認証制度の構築や広報・活用などを支援するとともに、旅行会社などにもその活用を推奨していく。(項目追加)

P57

(国立・国定公園の保護と利用の推進)

また、国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による自然公園の保全管理を推進するとともに、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、環境にやさしく、安全、快適な散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の整備を進める。なお、こうした整備による環境の負荷を最小限にとどめることに留意するとともに、自然とのふれあいの場・機会は、ある程度の危険や不便が伴うことへの理解を促す。その際、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備なども行う。(文章追加)

P59

(国民の観光に関する統計の整備)

平成 15 年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成 19 年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成 22 年から実施する。なお、観光地の評価にあたり、環境保全や景観保全といった持続的な観光推進に取り組む地域を評価できる項目等を検討・追加するとともに、こうした取り組みへの支援を推進する。また、観光客入込数調査等の基本調査の実施方法が各市町村により異なる現状をふまえ、比較可能な統一の調査方法等についても検討する。(文章追加)

以上